

令和8年度

宇城市中小企業等物価高騰対策 給付金給付事業

申請の手引き

申請期間 令和8年6月1日（日）～令和8年7月17日（金）

宇城市・宇城市商工会

令和8年6月

目次

第1章	この給付金について	3 ページ
第2章	申請対象者の要件	3 ページ
第3章	給付金額の計算方法	4 ページ
第4章	申請に必要な書類	5 ページ
第5章	申請の手順	7 ページ
第6章	申請後の流れ	8 ページ
第7章	よくあるご質問 (Q&A)	9 ページ
第8章	お問い合わせ先	10 ページ

第1章 この給付金について

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響が続いている宇城市内の中小企業者等の皆さまに対し、事業継続を支援するために給付金を支給します。

【給付金の概要】

- 給付対象 : 宇城市内の中小企業者・個人事業主
給付金額 : 下限 30,000 円 / 上限 200,000 円 (詳細は第3章)
申請窓口 : 宇城市商工会各支所
申請締切 : **令和8年7月17日(金)** ※郵送は消印有効

！ 重 要

- ※ 申請は一度きりです。受付完了後の差替え・再申請・追加申請は一切できません。
- ※ 申請期間終了後の申請は受け付けられません。必ず期日内にお申し込みください。

第2章 申請対象者の要件

以下の①～⑤のすべてに該当する方が対象です。

▶ ① 中小企業者または個人事業主

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人・個人事業主）
- ・ または、資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の法人で収益事業を行い法人税の確定申告を行っている方

▶ ② 宇城市内に住所・登記がある

- ・ 法人：宇城市内に本店登記地がある法人（支店・店舗のみの場合は対象外）
- ・ 個人事業主：宇城市内に住民登録している方（店舗が市内にあるだけでは対象外）

▶ ③ 申請後も事業を継続する意思がある

- ・ 申請事業者確認書（様式第2号）の「事業継続 あり□」に☑されていることで確認します

▶ ④ 市税の滞納がない

- ・ 商工会で受付後、市役所担当課にて確認します

▶ ⑤ 直近1年間の光熱水費・燃料費の合計が年間30万円（税抜）以上

- ・ 電気・ガス・水道・ガソリン・軽油・重油・灯油などが対象です
- ・ 申告書・決算書の記載内容で確認します

◆ 対象外となる方

- ・ 暴力団の構成員
- ・ 性風俗関連特殊営業を行う方
- ・ 宗教団体・政治団体
- ・ 宇城市農林水産業物価高騰対策支援事業の対象となる方

！
重
要

※ 農林水産業の補助金と両方の申請資格がある場合は、農林水産業の事業へお申し込みください。
重複申請が判明した場合、本給付金の申請は取り消しとなります。

第3章 給付金額の計算方法

▶ 計算式

$$(\text{水道光熱費} + \text{燃料費}) \times 10\%$$

※ 1,000 円未満切捨て / 下限：30,000 円 / 上限：200,000 円

※ 計算はすべて税抜金額で行います

▶ 税抜計算について

申請額の算定はすべて税抜金額で行います。経理方式に関わらず（税込経理・税抜経理いずれも）、以下の方法で税抜額を計算してください。

税込経理の場合	税抜経理の場合
申告書・決算書の金額 ÷ 1.10	申告書・決算書の金額をそのまま使用

▶ 計算例

項目	税込経理の場合（例）	税抜経理の場合（例）
①光熱水費	1,100,000 円（税込） → 税抜換算：1,000,000 円	1,000,000 円 （税抜帳簿の数値をそのまま使用）
②燃料費	550,000 円（税込） → 税抜換算：500,000 円	500,000 円 （税抜帳簿の数値をそのまま使用）
④合計（①+②）	1,500,000 円（税抜後合計）	1,500,000 円
⑤ ④× 10%	150,000 円	150,000 円
給付申請額（千円未満切捨て）	150,000 円	150,000 円

※ 申請書（様式第1号）の2「申請額算定基礎」欄に数値を入力すると、給付申請額が自動計算されます。

第4章 申請に必要な書類

申請者の種別（法人・個人事業主）および経理方式によって必要書類が異なります。ご自身に該当するパターンをご確認ください。**提出書類においては、記載の修正・訂正印の使用は一切出来ません。訂正が必要な場合は、書類の差替えにて対応して下さい。**

▶ パターン① 法人 税抜経理 課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。 法人は社名入り印
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
④	消費税及び地方消費税の確定申告書 第1表の写し	経理方式・納税状況の確認に使用します
⑤	法人税確定申告書 別表一の写し	法人のみ。納税状況確認のため
⑥	直近決算書の写し（損益計算書・販売費一般管理費内訳書等）	法人のみ。製造原価報告書は作成している場合のみ
⑦	履歴事項全部証明書の写し（商工会提出時点で3ヶ月以内に取得したもの）	法人のみ。本店住所・資本金・存在の確認に使用します。原本の返却はできません
⑧	法人事業概況説明書	法人のみ。従業員数・経理方式の確認に使用します

▶ パターン② 法人 税抜経理 非課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。 法人は社名入り印
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
⑤	法人税確定申告書 別表一の写し	法人のみ。納税状況確認のため
⑥	直近決算書の写し（損益計算書・販売費一般管理費内訳書等）	法人のみ。製造原価報告書は作成している場合のみ
⑦	履歴事項全部証明書の写し（商工会提出時点で3ヶ月以内に取得したもの）	法人のみ。本店住所・資本金・存在の確認に使用します。原本の返却はできません

⑧	法人事業概況説明書	法人のみ。従業員数・経理方式の確認に使用します
---	-----------	-------------------------

▶ パターン③ 法人 税込経理 課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。 法人は社名入り印
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
④	消費税及び地方消費税の確定申告書 第1表の写し	経理方式・納税状況の確認に使用します
⑤	法人税確定申告書 別表一の写し	法人のみ。納税状況確認のため
⑥	直近決算書の写し（損益計算書・販売費一般管理費内訳書等）	法人のみ。製造原価報告書は作成している場合のみ
⑦	履歴事項全部証明書の写し（商工会提出時点で3ヶ月以内に取得したもの）	法人のみ。本店住所・資本金・存在の確認に使用します。原本の返却はできません
⑧	法人事業概況説明書	法人のみ。従業員数・経理方式の確認に使用します

▶ パターン④ 法人 税込経理 非課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。 法人は社名入り印
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
⑤	法人税確定申告書 別表一の写し	法人のみ。納税状況確認のため
⑥	直近決算書の写し（損益計算書・販売費一般管理費内訳書等）	法人のみ。製造原価報告書は作成している場合のみ
⑦	履歴事項全部証明書の写し（商工会提出時点で3ヶ月以内に取得したもの）	法人のみ。本店住所・資本金・存在の確認に使用します。原本の返却はできません
⑧	法人事業概況説明書	法人のみ。従業員数・経理方式の確認に使用します

▶ パターン⑤ 個人事業主 税抜経理 課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。苗字もしくは名前入り印。 （シヤチハタ可）
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認 できること
④	消費税及び地方消費税の確定申告書 第1表の写し	経理方式・納税状況の確認に使用します
⑨	令和7年分確定申告書の写し	青色申告の方は確定申告の第一表、決算書一式も必須 白色申告の方は確定申告の第一表、収支内訳書一式も必須
⑩	税抜経理の証明資料 （税務署提出書類または宣誓書）	「消費税の還付申告に関する明細書」等、税務署提出書類 が原則。提出できない場合は宣誓書で代用
⑪	経理方式に関する宣誓書（別紙）	務署提出書類で証明できない場合。 署名・押印が必要

▶ パターン⑥ 個人事業主 税抜経理 非課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。苗字もしくは名前入り印。 （シヤチハタ可）
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認 できること
⑨	令和7年分確定申告書の写し	青色申告の方は確定申告の第一表、決算書一式も必須 白色申告の方は確定申告の第一表、収支内訳書一式も必須
⑪	経理方式に関する宣誓書（別紙）	務署提出書類で証明できない場合。 署名・押印が必要

▶ パターン⑦ 個人事業主 税込経理 課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。苗字もしくは名前入り印。 （シヤチハタ可）

②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
④	消費税及び地方消費税の確定申告書 第1表の写し	経理方式・納税状況の確認に使用します
⑨	令和7年分確定申告書の写し	青色申告の方は確定申告の第一表、決算書一式も必須 白色申告の方は確定申告の第一表、収支内訳書一式も必須

▶ パターン⑧ 個人事業主 税込経理 非課税事業者

No.	書類名	備考・注意事項
①	給付金申請書（様式第1号）	手書き・入力どちらでも可。苗字もしくは名前入り印。 (シヤチハタ可)
②	申請事業者確認書（様式第2号）	「事業継続 あり□」に必ず☑を入れてください
③	振込先がわかる書類（通帳表紙・見開きページのコピー等）	金融機関名・支店名・口座種別・口座名義の4点が確認できること
⑨	令和7年分確定申告書の写し	青色申告の方は確定申告の第一表、決算書一式も必須 白色申告の方は確定申告の第一表、収支内訳書一式も必須

！ 重 要

※ 振込先の書類は、金融機関名・支店名・口座種別・口座名義（漢字・カナ）の4点が確認できるものをご提出ください。

※ インターネットバンキングの場合は、上記4点が確認できる画面のスクリーンショットの印刷物でも可能です。

※ 書類に不備があった場合、商工会からご連絡します。補完後に受付が完了します。

第5章 申請の手順

▶ STEP 1 書類の準備

第4章の必要書類一覧をご確認のうえ、必要書類をすべてご準備ください。

- ・ 補助金申請書（様式第1号）に給付金額を計算して記入してください
- ・ 申請事業者確認書（様式第2号）
- ・ 法人の方は申請書に必ず社名入りの印を押印してください
- ・ 住所は「宇城市」からの記載で可。番地は「-」表記でも構いません

▶ STEP 2 商工会窓口への申請

- ・ 事業所の住所地の商工会支所へお持ちください（下記第8章参照）
- ・ 受付時間：（水・土日・祝日除く）月・火・木・金 9:00～16:00

！
重
要

※ 来窓の際は事前にお電話でご予約いただくことをお勧めします。

※ 書類に不備があった場合、商工会からご連絡します。補完後に受付が完了となります。

▶ STEP 3 商工会による書類確認・市役所への提出

商工会で書類を確認したうえで、市役所へ提出します。

▶ STEP 4 市役所による審査

市役所にて審査を行います（令和8年8月中旬頃に結果を送付予定）。

- ・ 市税の滞納確認・住民登録確認等が行われます
- ・ 審査結果は申請書に記載された住所へ郵送されます

第6章 申請後の流れ

時期	内容
令和8年5月1日（金）～	コールセンター・商工会窓口の相談受付を開始します
令和8年6月1日（日）～	申請書の受付を開始します
令和8年7月17日（金） 【申請締切】	申請受付の最終日です。持込は当日16時まで、郵送は消印有効
令和8年8月中旬（予定）	市役所より審査結果（交付決定通知書または却下通知書）を郵送
交付決定通知書到着後	交付請求書に記入・押印のうえ宇城市役所へご提出ください
交付請求書提出後	ご指定の口座へ給付金を振込みます

▶ 交付決定となった場合

- ・市役所から「交付決定及び確定通知書」と「交付請求書（様式第5号）」が郵送されます
- ・「交付請求書」に必要事項を記入・押印のうえ、宇城市役所へご提出ください
- ・提出後、ご指定の口座へ給付金が振り込まれます

！
重
要

※ 交付決定後の書類（交付請求書）の提出先は宇城市役所です。商工会窓口では受け付けられません。

▶ 却下となった場合

- ・市役所から「交付申請却下決定通知書」が郵送されます
- ・却下となった理由につきましては、市役所までお問い合わせください。

第7章 よくあるご質問 (Q&A)

Q1 法人代表者が個人事業も営んでいます。両方申請できますか？

A. はい、要件を満たす場合、法人と個人それぞれで申請が可能です。申請は法人・個人別々に行ってください。

Q2 本店が宇城市外にあります。市内に支店があります。申請できますか？

A. 申請できません。本店（登記上の本店住所）が宇城市内にあることが条件です。支店・店舗のみでは対象となりません。

Q3 個人事業主ですが、事業所が宇城市内にあります。申請できますか？

A. 事業所の所在地だけでは対象となりません。個人事業主本人が宇城市に住民登録していることが条件です。

Q4 宇城市外にも店舗・支店があります。その経費も含めて申請できますか？

A. はい、宇城市外の店舗・支店の売上・経費も、同一の申告書・決算書に計上されている場合はそのまま申請に含めることができます。

Q5 昨年に創業しました。申請できますか？

A. 令和7年12月31日までに開業届を提出していることが条件です。法人の場合は開業から12月31日までの試算表・帳簿等で申請が可能です。

Q6 個人事業主から法人に変更しました（法人成り）。どのように申請しますか？

A. 申請人格は法人として申請します。個人事業期間と法人期間の両方の書類を添付し、合算して申請します（詳細は商工会窓口にご相談ください）。

Q7 白色申告ですが、収支内訳書を作成していません。申請できますか？

A. 収支内訳書が未作成の場合は申請できません（申請必須書類の不備となるため）。

Q8 申請後に書類の追加・差替えはできますか？

A. 受付完了後は、差替え・再申請・追加申請は一切受け付けられません。不明点は事前に商工会窓口へご相談ください。

Q9 農林水産業の補助金も申請資格があります。両方申請できますか？

A. 両方の申請資格がある場合は、農林水産業物価高騰対策支援事業へお申し込みください。重複申請が発覚した場合、本給付金の申請は取り消しとなります。

Q10 個人事業主の代表者（親子）が変わりました。どのように申請しますか？

A. 親族内承継（義理の親子を含む親子、兄弟姉妹、夫婦）の場合は、承継前後の期間を合算して申請できます。申請は承継者が行います。第三者承継の場合、合算申請はできません。

第8章 お問い合わせ先

ご不明な点は、事業所の住所地の商工会支所へお問い合わせください。

支 所 名	対応地域の目安
宇城市商工会 三角支所	三角地区
宇城市商工会 不知火支所	不知火地区
宇城市商工会 松橋支所	松橋地区
宇城市商工会 小川支所	小川地区
宇城市商工会 豊野支所	豊野地区

受付時間

(水・土日・祝日除く) 月・火・木・金 9:00～16:00

※ 水・土日・祝日は商工会での受付はございません。事前にお電話でご確認・ご予約のうえご来館下さい。

！ 重 要

- ※ 書類を持参される際は、事前にお電話でご予約いただくことを強くお勧めします。
- ※ 審査結果や交付決定後の手続きに関するお問い合わせは、宇城市役所へお願いします。

以上